

○横浜国立大学における授業料免除及び徴収猶予に関する規則第15条第3項（抄）

第15条

3 休学を許可し、又は命じたときは、休学当月の翌月（休学の開始が月の初日である場合は当月）から復学当月の前月までの授業料の全額を免除することができる。ただし、休学を許可した日が春学期にあつては5月1日以後、秋学期にあつては11月1日以後であつて、授業料の徴収猶予を許可されていない者については、当該期の授業料は、免除しない。